

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、福井県漁業調整規則（昭和39年福井県規則第61号）第4条第1項第4号に掲げる刺し網漁業につき、福井県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可または起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数または漁業者の数その他の制限措置

漁業の種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
刺し網漁業	あまだいこぎ刺し網漁業	(略)	7トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	(略)	(略)	(略)	
		(略)					7月30日から8月31日まで	(略)
		1（許可または起業の認可を受けている船舶の数：9隻）					敦賀市 三方郡 三方上中郡 に住所を置く者	
		(略)					(略)	

丹生郡越前岬から正西の線以南であって、下記の点を順次に結んだ線以北の福井県沖合海域。
 (1) 丹生郡越前岬突端
 (2) 丹生郡越前岬突端と三方郡美浜町甲ヶ崎突端とを結ぶ線と南条郡アマゴゼ山頂上と京都府舞鶴市毛島北端とを結ぶ線との交点。
 (3) 丹生郡越前岬突端と三方上中郡若狭町常神埼突端とを結ぶ線と南条郡アマゴゼ山頂上と京都府舞鶴市毛島北端とを結ぶ線との交点。
 (4) 丹生郡越前岬突端と三方上中郡若狭町常神埼突端とを結ぶ線と三方郡特牛埼突端と京都府舞鶴市毛島北端とを結ぶ線との交点。
 (5) 京都府舞鶴市毛島北端
 (5月1日から7月15日までの期間においては、北緯35度43.2分、東経135度53.2分の点を中心とした半径1000メートル以内の大グリを除外する)
 ただし、次に掲げる海域内を除く。
 ①北緯35度48.2分、東経135度59.5分の点を中心とした半径500メートル以内のトーグリの海域。